



21文科ス第6004号
平成21年4月1日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
各都道府県知事
各指定都市市長
各国公私立大学長
各国公立高等専門学校長
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体の長
各公立大学法人の理事長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
大学又は高等専門学校を設置する各学校法人の理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
放送大学学園理事長

殿

文部科学省スポーツ・青少年局長
山中伸



(印影印刷)

学校保健法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備
に関する政令等の施行について（通知）

さきの第169回国会において成立した「学校保健法等の一部を改正する法律（平成20年法律第73号）」（以下「改正法」という。）の改正の概要等については、既に平成20年7月9日付け20文科ス第522号文部科学省スポーツ・青少年局長通知により通知したところですが、このたび、別添1及び別添2のとおり、「学校保健法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成21年政令第53号）」（平成21年3月25日公布）及び「学校保健法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令（平成21年文部科学省令第10号）」（平成21年3月31日公布）が公布され、改正法とあわせて平成21年4月1日から施行されました。

改正の概要については下記のとおりですので、関係各位におかれましては、その趣旨を十分御理解の上、適切な対応をお願いするとともに、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各都道府県知事におかれては所轄の学校（専修学校を含む。）及び学校法人等に対して、各国立大学長におかれては附属学校に対する周知を図るようお願いいたします。

なお、改正法並びに改正した政令及び省令の関係資料は、文部科学省のホームページに掲載しておりますので、御参照ください。

記

第1 政令改正の概要

一 学校保健法施行令（昭和33年政令第174号）の一部改正

(1) 政令名について

改正法において、法律の題名が「学校保健法」から「学校保健安全法」に改められたことを踏まえ、政令の題名を「学校保健法施行令」から「学校保健安全法施行令」に改めたこと。（題名関係）

(2) その他

改正法における条項移動に伴う整理等の所要の改正を行ったこと。

二 学校給食法施行令（昭和29年政令第212号）の一部改正

改正法における条項移動に伴う整理等の所要の改正を行ったこと。

三、へき地教育振興法施行令（昭和29年政令第210号）の一部改正

改正法において、学校保健法第3条の学校環境衛生に係る規定が削除され、学校における環境衛生の維持改善について、学校環境衛生基準に照らして行われるものについては学校保健安全法第6条第2項及び第3項に、学校給食衛生管理基準に照らして行われるものについては、学校給食法第9条第2項及び第3項に、それぞれ分けて規定された。

これを踏まえ、学校環境衛生の維持改善を図るために必要な検査を行う場合における薬剤師の派遣に関して国が補助する場合の経費の範囲を、学校保健安全法第6条第2項及び第3項の規定に基づく環境衛生の維持改善並びに学校給食法第9条第2項及び第3項の規定に基づく学校給食の衛生管理のために必要な検査を行う場合における薬剤師の派遣に必要な経費としたこと。なお、本改正により、薬剤師の派遣に関して国が補助する経費の範囲に従前と変更はないこと。（第1条関係）

四 その他

学校保健法及び学校給食法並びに学校保健法施行令の規定を引用している以下の政令について、改正法における条項移動に伴う整理等の所要の改正を行ったこと。

- ① 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号）
- ② 地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和31年政令第221号）
- ③ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令（昭和33年政令第202号）
- ④ 水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）
- ⑤ 瀬戸内海環境保全特別措置法施行令（昭和48年政令第327号）
- ⑥ 文部科学省組織令（平成12年政令第251号）
- ⑦ 消費税法施行令（昭和63年政令第360号）
- ⑧ 義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（平成16年政令第157号）
- ⑨ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

第2 省令改正の概要

一 学校保健法施行規則（昭和33年文部省令第18号）の一部改正

(1) 省令名について

改正法において、法律の題名が「学校保健法」から「学校保健安全法」に改められたことを踏まえ、省令の題名を「学校保健法施行規則」から「学校保健安全法施行規則」に改めたこと。（題名関係）

(2) 全体構成について

改正法における学校保健法の章立ての改正を踏まえ、規定順を学校保健、学校安全の順に改めたこと。（目次関係）

(3) 環境衛生検査について

改正法において、文部科学大臣は学校における環境衛生に係る事項について、児童生徒等及び職員の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準（学校環境衛生基準）を定めるものとし、学校の設置者は当該基準に照らしてその設置する学校の適切な環境の維持に努めなければならないこととされた。また、当該基準に照らし、適正を欠く事項があると認めた場合の校長の改善措置について、法律上、新たに規定が設けられた。

これらを踏まえ、学校保健安全法第5条に規定する環境衛生検査について、学校環境衛生基準に基づき行うこととするとともに、環境衛生検査の事後措置に係る規定を削除する等の改正を行ったこと。（第1条関係）

(4) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則について

改正法において、養護教諭その他の職員の行う日常的な健康観察等による児童生徒等の健康状態の把握、必要な指導等が「保健指導」として位置付けられた。また、従来、学校医又は学校歯科医のみが行うものとされてきた「健康相談」は、学校医又は学校歯科医に限らず、学校薬剤師を含め関係教職員が積極的に参画するものと再整理された。これは、近年、メンタルヘルスに関する課題やアレルギー疾患等の現代的な健康課題が生ずるなど児童生徒等の心身の健康問題が多様化、深刻化している中、これらの問題に学校が組織的に対応する観点から、特定の教職員に限らず、養護教諭、学校医・学校歯科医・学校薬剤師、担任教諭など関係教職員各々が有する専門的知見の積極的な活用に努められたいという趣旨である。

これらを踏まえ、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則に「保健指導に従事すること」を追加するとともに、学校薬剤師の職務執行の準則に「健康相談に従事すること」を追加する等の改正を行ったこと。（第22条、第23条及び第24条関係）

(5) その他

改正法における条項移動に伴う整理等の所要の改正を行ったこと。

二 学校給食法施行規則（昭和29年文部省令第24号）の一部改正

改正法における条項移動に伴う整理を行ったこと。

三 その他

学校保健法及び学校給食法の規定を引用している以下の省令について、改正法における条項移動に伴う整理を行ったこと。

- ① 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）
- ② 学校保健統計調査規則（昭和27年文部省令第5号）
- ③ 教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）
- ④ へき地教育振興法施行規則（昭和34年文部省令第21号）
- ⑤ 義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則（平成16年文部科学省令第28号）
- ⑥ 免許状更新講習規則（平成20年文部科学省令第10号）

（参考）文部科学省ホームページアドレス

学校保健法等の一部を改正する法律（概要、法律、新旧対照表、通知、整備政令・省令・告示）（予定）

http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/kakutei/08040703.htm

（ホーム＞政策について＞国会提出法律＞第169回国会における文部科学省成立法律）

【本件連絡先】

文部科学省スポーツ・青少年局

学校健康教育課

TEL：03-5253-4111（内線2695）

学校保健法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十一年三月二十五日

内閣総理大臣 麻生 太郎

政令第五十二号

学校保健法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、学校保健法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第七十三号）の施行に伴い、並びに、
（き）地教育振興法（昭和二十九年法律第四百三十三号）第六條第三項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第五十七條第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（学校保健法施行令の一部改正）

第一条 学校保健法施行令（昭和三十三年政令第百七十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

学校保健安全法施行令

第一条第一項中「学校保健法（）」を「学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）」に、「第四条」を「第十一条」に改め、同条第二項中「就学前」を「就学时」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第三条中「第四条」を「第十一条」に改める。
第十条を削り、第九条第一項中「第十八條第一項」を「第二十五條第一項」に、「第十七條」を「第二十四條」に改め、同条を第十條とする。
第八条の見出しを「要保護者に準ずる程度に困難している者」に改め、同条第一項中「第十七條第二号」を「第二十四條第二号」に改め、「以下「要保護者」といふ。」を削り、同条を第九條とする。

第七条の見出しを「感染性又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病」に改め、同条中「第

十七條」を「第二十四條」に改め、「の各号」を削り、同条を第八條とし、第六條を第七條とする。

第五条第一項中「第十二條」を「第十九條」に改め、同条第二項中「伝染病」を「感染症」に改め、同条を第六條とする。

第四条の次に次の一条を加える。
（保健所と連絡すべき場合）
第五条 法第十八條の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第十九條の規定による出席停止が行われた場合
二 法第二十條の規定による学校の休業が行った場合

第十一条の見出しを「専修学校への準用」に改め、同条中「第六條及び前條」を「から第七條まで」に、「専修学校」を「法第三十二條第三項において法第十八條及び第十九條の規定を専修学校に準用する場合について」に、「第五條第一項」を「第五條第三号」に、「法第二十條」とあるのは「法第三十二條第三項において準用する法第二十條」と、第六條第一項に「当該生徒」を「生徒」に改める。

別表中「第九條」を「第十條」に改める。

（学校給食法施行令の一部改正）
第二条 学校給食法施行令（昭和二十九年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第六條第一項」を「第十一條第一項」に改める。
第三条の見出しを「学校給食の開設に必要な施設又は設備に要する経費に係る国の補助」に改め、同条中「第七條第一項」を「第十二條第一項」に改める。
第四条第一項中「第五條の二」を「第六條」に改め、「次項及び」を削る。
第七条を第八條とし、第六條の二の見出しを「学校給食費に係る国の補助」に改め、同条中「第七條第二項」を「第十一條第二項」に、「第六條第二項」を「第十一條第二項」に改め、同条を第七條とする。

（特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令の一部改正）
第三条 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和二十九年政令第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「第六條第二項」を「第十一条第二項」に改める。

（き）地教育振興法施行令の一部改正

第四条（き）地教育振興法施行令（昭和二十九年政令第百十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「学校保健法」を「学校保健安全法」に、「（第八條第一項）」を「（第八條）」に、「健康診断」を「健康相談」に、「第十一條」を「第十三條第一項」に、「健康相談」を「健康診断」に、「第三条の規定に基づく学校環境衛生の維持改善を図る」を「第六條第二項及び第三項の規定に基づく環境衛生の維持改善並びに学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第九條第二項及び第三項の規定に基づく学校給食の衛生管理の」に改める。

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令の一部改正）
第五条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和三十一年政令第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項第二号中「伝染病」を「感染症」に改める。
（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令の一部改正）
第六条 次に掲げる政令の規定中「第五條の二」を「第六條」に改める。

一 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令（昭和三十三年政令第百二十二号）第五條第一項第四号
二 水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十六号の三
三 瀬戸内海環境保全特別措置法施行令（昭和四十八年政令第百三十七号）別表第二第二号

四 文部科学省組織令（平成十二年政令第百五十一号）第三十五條第五号
（消費税法施行令の一部改正）
第七条 消費税法施行令（昭和六十三年政令第百六十号）の一部を次のように改正する。

第十四條第七号中「学校保健法」を「学校保健安全法」に、「第十七條」を「第二十四條」に改める。

(義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令の一部改正)

第八条 義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令(平成十六年政令第五百五十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第四号中「第五条の三」を「第七条」に改め、同条第六号中「第五条の二」を「第六条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

2 (地方自治法施行令の一部改正)
地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一「学校保健法施行令(昭和三十三年政令第七十四号)」の項中「学校保健法施行令」を「学校保健安全法施行令」に、「第九条第三項」を「第十条第三項」に改める。

文部科学大臣 塩谷 立
内閣総理大臣 麻生 太郎

○文部科学省令第十号

学校保健法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第七十三号)の施行に伴い、並びに学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)第二十三条第五項の規定に基づき、及び同法を実施するため、学校保健法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

文部科学大臣 塩谷 立

学校保健法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令(学校保健法施行規則の一部改正)

第一条 学校保健法施行規則(昭和三十三年文部省令第十八号)の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。

学校保健安全法施行規則

目次中「第一章 健康診断」を「第二章 環境衛生検査等(第一条・第二条)」に、「第一条・第二条」を「第三条・第四条」に、「幼児、児童、生徒及び学生」を「児童生徒等」に、「第三条」第八條の二」を「第五条」第十一条」に、「第九条」第十八條」を「第十二條」第十七條」に、
「第二章」伝
「第二章」の二
第二節

染病の予防(第十九条―第二十二條)を「第三章 感染症の予防(第十八條―第二十二條)」に改め、同条

環境衛生検査及び安全点検(第二十二條の二―第二十二條の七)を「第二章 環境衛生検査(第二十二條の五―第二十二條の七)」に改め、同条を第十六條とする。

安全点検(第二十二條の五―第二十二條の七)を「第二章 環境衛生検査(第二十二條の五―第二十二條の七)」に改め、同条を第十六條とする。
「第四章」を「第五章」に、「第二十六條」第二十八條」を「第二十五條」第二十七條」に、「第五章 雑則(第二十九條)」を「第六章 安全点検等(第二十八條・第二十九條)」に改める。
第七章 雑則(第三十條)

第三章の章名を削る。

第十五條から第十八條までを削る。
第十四條中「第八條第二項」を「第十五條第二項」に、「第八條の二」を「第十條の二」に改め、同条を第十七條とする。

第十三條第一項中「第八條第一項」を「第十五條第一項」に改め、同条第二項中「第九條」を「第十六條」に改め、同条を第十六條とする。
第十二條第一項中「第八條第一項」を「第十五條第一項」に、「第四号様式」を「第二号様式」に改め、同条を第十五條とする。

第十一條第一項中「第八條第一項」を「第十五條第一項」に、「第一条」を「第三条」に改め、同条を第十四條とする。
第十條第一項中「第八條第一項」を「第十五條第一項」に改め、同条第二項及び第三項中「女子職員」を「女性職員」に改め、同条を第十三條とする。

第九條中「第八條第一項」を「第十五條第一項」に、「第三条」を「第五条」に改め、同条を第十二條とする。
第八條の二中「第六條」を「第十三條」に、「幼児、児童、生徒又は学生」を「児童生徒等」に改め、第一章第二節中同条を第十一條とする。

第八條中「第六條第二項」を「第十三條第二項」に改め、同条第一号及び第二号中「伝染病を「感染症」に改め、同条を第十條とする。
第七條第一項中「第六條第一項」を「第十三條第一項」に、「第七條」を「第十四條」に改め、同項第五号中「指導と」を「指導及び」に改め、同条第二項中「基く」を「基づく」に、「当たつた」を「当たつた」に、「基いて」を「基づいて」に改め、同条を第九條とする。

第六條第一項中「第六條第一項」を「第十三條第一項」に、「幼児、児童、生徒又は学生」を「児童生徒等」に改め、同条第三項及び第四項中「幼児、児童、生徒又は学生」を「児童生徒等」に改め、同条を第八條とする。

第五條第一項中「第六條第一項」を「第十三條第一項」に、「第一条」を「第三条」に改め、同条第九項中「第八條の二」を「第十一条」に改め、同条を第七條とする。

第四條第一項中「第六條第一項」を「第十三條第一項」に改め、同条第三項第一号中「第五條第六項」を「第七條第六項」に、「第八條の二」を「第十一条」に改め、同項第二号及び第三号中「第五條第六項」を「第七條第六項」に改め、同条を第六條とする。
第三條第一項中「第六條第一項」を「第十三條第一項」に改め、同条第二項中「第四條第三項第四号」を「第六條第三項第四号」に改め、同条を第五條とする。

第一章第二節の節名中「幼児、児童、生徒及び学生」を「児童生徒等」に改める。
 第一条中「学校保健法施行令」を「学校保健安全法施行令」に改め、第一章第一節中同条を第四条とする。

第一条中「学校保健法（昭和三十三年法律第五十六号。以下「法」という。）第四條」を「法第一条」に改め、同条を第三条とする。
 第一章を第一章とし、同章の前に次の一章を加える。

第一章 環境衛生検査等
 （環境衛生検査）

第一条 学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号。以下「法」という。）第五条の環境衛生検査は、他の法令に基づくもののほか、毎学年定期に、法第六条に規定する学校環境衛生基準に基づき行われなければならない。
 2 学校においては、必要があるときは、臨時に、環境衛生検査を行うものとする。
 （日常における環境衛生）

第二条 学校においては、前条の環境衛生検査のほか、日常的な点検を行い、環境衛生の維持又は改善を図らなければならない。
 第十九条の見出し中「伝染病」を「感染症」に改め、同条第一項中「伝染病の」を「感染症の」に改め、同項第一号中「第三十條第一項第二号イ」を「第十九條第一項第二号イ」に改め、同項第二号中「麻疹」を「麻しん」に、「風疹」を「風しん」に改め、同項第三号及び同項第二項中「伝染病」を「感染症」に改め、同条第十八条とする。
 第二十条中「第五條第二項」を「第六條第二項」に、「前条の伝染病」を「前条の感染症」に改め、同条第一号中「伝染病」を「感染症」に改め、同条第二号中「伝染病」を「感染症」に、「伝染の」を「感染の」に改め、同号八中「麻疹」を「麻しん」に改め、同号十中「風疹」を「風しん」に、「麻疹」を「発しん」に改め、同号八中「麻疹」を「発しん」に改め、同条第三号中「伝染病」を「感染症」に、「伝染の」を「感染の」に改め、同条第四号中「伝染病」を「感染症」に、「かかっている疑い」を「かかっている疑い」に、「伝染の」を「感染の」に改め、同条第五号及び第六号中「伝染病」を「感染症」に改め、同条第十九条とする。

第二十一条中「第六條」を「第七條」に改め、同条第四号中「幼児、児童、生徒又は学生」を「児童生徒等」に改め、同条第二十條とする。
 第二十二条の見出し中「伝染病」を「感染症」に改め、同条第一項中「伝染病」を「感染症」に、「かかっている疑い」を「かかっている疑い」に、「幼児、児童、生徒又は学生」を「児童生徒等」に、「疑い」に改め、同条第三項中「伝染病」を「感染症」に改め、同条を第二十一條とする。

第二十三条第一項第一号中「学校保健安全計画」を「学校保健計画及び学校安全計画」に改め、同項第二号中「学校環境衛生」を「学校の環境衛生」に、「指導と」を「指導及び」に改め、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号中「第四條」を「第十一條」に、「第八條第一項」を「第十五條第一項」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号中「第三章」を「第二章第四節」に、「伝染病」を「感染症」に、「指導と」を「指導及び」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号を削り、同項第四号中「第七條」を「第十四條」に、「従事し、及び保健指導を行うこと」を「従事すること」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号中「第六條」を「第十三條」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 法第八条の健康相談に従事すること。
 四 法第九条の保健指導に従事すること。

第三章中第二十三條を第二十二條とする。

第二十四条第一項第一号中「学校保健安全計画」を「学校保健計画及び学校安全計画」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「第四條」を「第十一條」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号を削り、同項第三号中「第七條」を「第十四條」に、「従事し、及び保健指導を行うこと」を「従事すること」に改め、同項第五号とし、同項第二号中「第六條」を「第十三條」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 法第八条の健康相談に従事すること。
 三 法第九条の保健指導に従事すること。

第二十五条を第二十三條とする。
 第二十四条を第二十二條とする。
 第二十五条第一項第一号中「学校保健安全計画」を「学校保健計画及び学校安全計画」に改め、同項第二号中「第二十二條の二」を「第一條」に改め、同項第三号中「学校環境衛生」を「学校の環境衛生」に、「指導と」を「指導及び」に改め、同項第五号を同項第七号とし、同項第四号中「指導と」を「指導及び」に改め、同号を同項第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 法第八条の健康相談に従事すること。
 五 法第九条の保健指導に従事すること。
 第二十五条を第二十四條とする。
 第二十六条第一項中「第四号様式」を「第三号様式」に改め、同条第二項中「第七号様式」を「第四号様式」に改め、同条第三項中「第八号様式」を「第五号様式」に改め、第四章中同条を第二十五條とする。

第二十七条中「第九條第三項」を「第十條第三項」に改め、同条を第二十六條とする。
 第二十八條中「第九條第三項」を「第十條第三項」に、「第九號様式」を「第六號様式」に、「第十號様式」を「第七號様式」に改め、同条を第二十七條とする。
 第二十九條中「第三條、第四條」を「第一條、第二條、第五條、第六條」に、「から第七條」を「第八條、第九條、第十條、第十一條」に、「から第十四條まで及び第十九條から第二十二條の七まで」を、「第十二條から第二十一條まで、第二十八條及び前條」に、「第三條第一項」を「第五條第一項」に、「第五條第九項」を「第七條第九項」に、「第九條中「第三條」を「第九條第二項中「学校医その他の医師」とあるのは「医師」と、第十一條中「第五條」に、「第二十九條において準用する第三條」を「第三十條において準用する第五條」に、「第二十九條及び第三十條」を「第十九條第五号及び第六号並びに第二十一條第一項」に改め、同条第二項中「第二十三條」を「第二十二條」に改め、同条を第二十八條とする。

第五章を第七章とし、同章の前に次の一章を加える。
 第六章 安全点検等
 （安全点検）
 第二十八條 法第二十七條の安全点検は、他の法令に基づくもののほか、毎学年一回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行われなければならない。
 2 学校においては、必要があるときは、臨時に、安全点検を行うものとする。
 （日常における環境の安全）
 第二十九條 学校においては、前条の安全点検のほか、設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない。

第四章を第五章とし、第二章を第四章とする。
 第十七條の次に次の章名を付する。

第三章 感染症の予防

付録中「第九條第三項」を「第十條第三項」に改める。
 第一号様式中「第二號様式」を「第四號様式」に、「麻疹」を「麻しん」に、「風疹」を「風しん」に改め、同様式第13及び第14中「第五號」を「第十二號」に改める。

